

大田区スポーツ情報紙制作業務委託仕様書案

1 件名

大田区スポーツ情報紙制作業務委託

2 履行場所

大田区指定場所（スポーツ推進課ほか）

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託目的

スポーツ実施率（週1回以上スポーツを実施する区民の割合）の向上を図るため、誰もが気軽に身近な場所で実践できる運動などを紹介する情報紙及び動画を作成し、広く周知を図るため

4 委託内容

スポーツ情報紙の制作（紙面及び動画）

5 情報紙及び動画コンセプト

- （1）スポーツ実施率の低い働き盛り・子育て世代をメインターゲットとし、自宅や職場での空き時間で手軽にできる軽運動（ストレッチ等）を写真解説付きの紙面及び動画で紹介し、体を動かすことの習慣化につなげる。
- （2）食、健康、エンターテインメント情報などを含め、スポーツに関心が低い層にも読んでもらえる内容とする。
- （3）大田区（以下「区」という。）役所内の部署と連携し、はねぴょん健康ポイントとの連動、生活習慣病・フレイル予防等健康づくりに関する啓発を行う。
- （4）区にゆかりのあるアスリート、競技団体、スポーツイベント等を紹介し、スポーツへの興味・関心を高める内容とする。
- （5）情報紙配布・動画配信によるスポーツ継続実施の増加率などの検証を行い、次号以降の内容に反映させる。

6 業務体制

- （1）受託者は、本業務を効果的かつ効率的に履行するため、実施体制を明確にすること。

- (2) 業務全体を管理及び統括する者（以下「業務責任者」という。）を1名選定し、区に報告すること。
- (3) 区との打合せには、必ず業務責任者が出席し、必要に応じて制作に携わるスタッフを同席させること。打合せは進捗状況に応じ適宜行うこと。
- (4) 業務責任者は、情報紙・動画の企画・編集、撮影、印刷、加工及び納品に係る全体の進捗状況及びスケジュールを管理すること。また、業務の進捗状況を区に綿密に報告し、必要な場合は業務内容、進捗状況等について区と協議すること。

7 委託内容詳細

(1) 企画・編集

- ア 年間（年4回）を通じて、テーマを定め、段階を踏まえたステップアップ型の紙面内容とし、継続したスポーツ実施につなげること。
- イ スポーツ未経験者が知りたい情報を取り入れるなど、スポーツに関心を持てるような理解しやすい説明やビジュアルを掲載すること。
- ウ 運動方法を紹介する紙面には実在の人物（モデル）を用い、運動に慣れていない人でも分かりやすいよう、動きを分割した写真を掲載すること。
また、スポーツ専門家の監修をつけ、正確な動きとなるようにすること。
- エ ウのモデルは運動に精通した専任モデルを起用すること。
- オ 区役所内の部署と連携し、はねびょん健康ポイントとの連動を図ること。
- カ 5のコンセプトの内容を踏まえ、総合的にスポーツへの興味を促し、スポーツの関心が低い層にもアプローチできる内容を盛り込むこと。
- キ 公式 Instagram を更新し、フォロワー及び動画の再生数の増加に努めること。また、ウのモデルも SNS 等を用いた情報発信に協力すること。

(2) 撮影

- 紙面・動画に掲載する実写は、カメラマンを用い、スタジオ等（区立施設の利用も可）で撮影すること。撮影に伴う設備・機材等は全て受託者が用意すること。

(3) 紙面・動画の校正

- 紙面及び動画は発行までに2回以上の校正を行うこと。

(4) 紙面の印刷・加工

- 原案を印刷し、冊子に製本すること。印刷にあたり、原稿及び見本を区に送付し、確認の上、以下の部数を印刷し納品すること。

規格等

- ア 仕上がりサイズ A4 展開サイズ A3
- イ 印刷 4C／4C
- ウ 用紙 コート 四六判 90kg
- エ 部数 全30,000部（各7,500部×年度内4回発行）

(5) 配信用動画

以下の規格・内容で動画を作成すること。

ア 1本につき 60 秒程度

イ 本数 40 本（各 10 本×年度内 4 回配信）

ウ YouTube 等へアップ可能な形式ファイル（MP4 勸奨）で作成すること。

エ サムネイルは幅 1280 ピクセル×高 720 ピクセル（最小幅 680 ピクセル）の縦横比 16：9 で作成すること。

オ 最終校了後、発行日の 7 日前までに動画及びサムネイル（各運動動画につき 1 枚ずつ）を DVD で提出すること（郵送可）。

8 納期・納品方法

(1) 納期（計 4 回）

第 1 回 令和 7 年 9 月 16 日（火）

第 2 回 令和 7 年 11 月 14 日（金）

第 3 回 令和 8 年 1 月 15 日（木）

第 4 回 令和 8 年 3 月 13 日（金）

(2) 納品場所

スポーツ推進課

(3) 検査立会

検査当日、業務責任者の立会を行うこと。

(4) 納品方法

20 枚ごとに仕切りの紙（間紙・合紙）を挿入するなど、20 枚ごとに仕切ること。

(5) 電子データ

最終校了後、情報紙の P D F データ（表紙のみ・裏面のみ・中面・裏表紙の 4 パターン）を発行日の 7 日前までに提出すること。

(6) 配布・情報発信

ア 区施設以外の駅（30 カ所程度）・飲食店等に情報紙を設置すること。

配布状況の写真を撮り、報告書に記載すること。

イ 動画は、公式 Instagram 等で配信し、モデルとともにフォロワー及び動画視聴数の増加に積極的に努めること。

9 報告書

毎号読者アンケートを実施し、内容、効果などを検証の上まとめた報告書を発行日から 50 日以内かつ契約期間内に区に提出すること。

10 委託費に含む費用

取材費、交通費、撮影費、編集費、出演報酬費、モデルの服飾費、監修費、イラストの作成・購入・使用費、情報紙設置費、アンケート用プレゼント購入費・プレゼント発送費、アンケート集計費、DVD 発送費、Instagram・WEB 応募ページ管理料、SSL 対応レンタルサーバ契約料、及び受託者が本業務の履行に要する一切の経費は、契約金額に含むものとする。

11 支払方法

各号ごとの検査終了後、請求に基づき支払う。

12 第三者委託の禁止

本業務は、第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ区の同意を得た場合は、作業工程の一部を再委託できるものとする。その場合において、再委託先の行った作業結果について、受託者が全責任を負うものとする。

13 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本委託業務に伴う成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て区に帰属する。
- (2) 本委託業務により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来に渡り行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないこと。
- (3) 本委託業務に使用する映像、イラスト、写真その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合は、あらかじめ区に報告するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続、使用権料等の負担及び責任は全て受託者が負うこと。
- (4) 上記（1）から（3）までの規定は、12 により第三者に委託した場合においても同様とする。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担及び責任を負うこと。
- (5) その他著作権等で疑義が生じた場合は、区と協議の上、決定するものとする。

14 個人情報の取扱い

- (1) 本件委託により知り得た個人情報については、秘密保護に万全を期し、本委託の目的以外に使用してはならない。また、個人情報及び機密情報の取扱いについては、関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、収集した個人情報の破棄及び消去後、速やかに「廃棄証明書」（データ消去含む。）を区に提出すること。

15 その他

- (1) 受託者は業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- (2) 受託者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、区と受託者との協議の上、決定する。